

千葉市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月24日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第53号

千葉市印鑑条例の一部を改正する条例

千葉市印鑑条例（昭和54年千葉市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第3条第2項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第3項中「記録」を「記載が」に改める。

第5条第3項第1号中「若しくは」を「又は」に改める。

第6条第1項第3号を次のように改める。

(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）

第6条第1項第7号中「記録」を「記載が」に改め、同条第2項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

第12条第1項第4号中「、氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

第14条第2項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。ただし、第5条第3項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。